

楽しい光小学校にするための規程

福山市立光小学校

これは、光小学校の児童全員が楽しい学校生活をおくるための元となる規程である。この規定を基本に学校生活をおくっていく。また、児童とともに見直しを適宜行い、児童の意見を反映したものになるようにしていく。

1 学校生活

(1) 登下校

- ・登下校は、決められた通学路を通る。
- ・登校班で登校する。(7時50分～8時10分を目安に登校。)
- ・下校時刻ごとに集団で下校する。
- ・登校してからは、忘れ物は取りに帰らない。無断で校外に出ない。
- ・欠席・遅刻・早退する時には、学校に連絡する。(連絡帳・電話等)
- ・通学にはランドセルを使用し、学校生活に不要なものは持ってこない。
- ・放課後忘れ物を取りに校舎内に入る場合は、先生に言って、取りに行く。

(2) 服装

- ・学校指定のもの(規定服)を着用する。
- ※ 冬季の寒さ対策として、防寒着は、登下校のみ着用する。
- ※ 入学式と卒業式は、上着と白くつ下を着用する。

2 校外生活

- ・帰宅時刻を守る。
 - 4月始業式～9月30日 午後6時までに帰る。
 - 10月1日～春休み最終日 午後5時までに帰る。
- ・校区外に出るときは、大人と一緒にいく。
- ・お金やものを、あげたりもらったりしない。
- ・危ない遊びをしない。

3 特別な指導に関すること

次の問題行動があった場合には、特別な指導を行う。

【問題行動】

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ・万引き、威圧・強要行為、建造物・器物破損、飲酒・喫煙等
- (2) 教育上「指導が必要」と学校が判断した行為
 - ・いじめ、暴力、指導無視及び暴言、授業妨害等

【特別な指導】

特別な指導では、発達段階に応じ、自分を見つめさせ高める指導を行う。指導にあたっては、必要に応じて保護者に来校してもらう等十分連携する。指導後は、引き続き児童の様子を十分に観察し、継続して指導にあたる。教育上必要と認められた場合は、関係機関等と連携して指導にあたる。

(連携機関) 福山市教育委員会、警察、子ども家庭センター、各関係校等

附則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

- 平成29年4月1日 一部改定
- 平成30年9月1日 一部改定
- 令和2年4月10日 一部改訂
- 令和2年9月30日 一部改訂